（大阪広域水道企業団）
R02.4.1～

建設工事における社会保険等未加入対策に係る手続きフロー図

契約締結時

落札者が企業団に対し**「社会保険等に関する誓約書」**を提出　様式A

契約締結後
（14 日以内）

受注者が企業団に対し法定福利費を明示した**「請負代金内訳書」**を提出　様式B

下請契約締結

受注者が**「施工体制台帳」**を作成する際に、
下請負人の社会保険等の加入状況を自ら確認する。

【参考】
・R02.4～
未加入者との
下請契約を禁止
・R02.10～
違反時は入札参加
停止措置等を実施

※下請契約締結後、
遅滞なく企業団に
提出

受注者が企業団に対し、次の書類を提出
・施工体制台帳（添付書類を含む）
・下請負人の社会保険等の加入を確認した書類（**※加入確認書類**）

下請負人が「未加入」　様式1

下請負人が「加入」
又は「適用除外」

建設業許可業者**以外**

建設業許可業者

企業団から
保険担当機関に対し通報

企業団が受注者に対し通知文を発出　様式4
・受注者に対し、未加入である下請負人が 30 日以内に加入するよう
指導を求め、加入が確認できる書類の提出を求める旨を通知。

受注者から企業団に対し
加入確認書類※の提出なし

様式5

受注者が企業団に対し
加入確認書類※を提出

※「加入確認書類」の例
◆健康保険・厚生年金保険
・「領収証書」
・「社会保険料納入証明書」
・「資格取得確認および
標準報酬決定通知書」 等
◆雇用保険
・「領収済通知書」及び「労働保険
概算・確定保険料申告書」
・「雇用保険被保険者資格取得等
通知書」 等
◆各保険共通
・「社会保険等の適用除外に関する
誓約書」**(様式2)**
・社会保険等一括管理届（一括適
用・継続事業一括）**(様式3)**
※経営審査事項結果の写しや各保険担
当機関のホームページ検索画面を印
刷したもの等でも可

二次下請以下の場合

加入指導を実施した
日時や内容を記録し
た工事打合せ簿や
誓約書**(様式8)**等
を添付

受注者が企業団に対し
加入指導期間の延長を依頼　様式6

企業団から受注者に対し
加入指導期間延長の承諾通知
・受注者が当該下請負人に対し適切に指導を
実施していると認められる場合は60日に延長　様式7

受注者から企業団に対し
加入確認書類※の提出なし

受注者が企業団に対し
加入確認書類※を提出

様式5

契約違反として受注者に対し次の措置を実施
・入札参加停止措置　・工事成績評定の減点

※上記措置は令和２年 10 月１日以降の公告より実施

措 置 な し